

令和 2 年度コンプライアンスの取組について

コンプライアンスの推進については、第三次行財政改革取組の柱に位置付け、取組を進めることとしています。令和 2 年度のコンプライアンスの取組について、以下のとおり進めることとします。

1 組織としての的確に業務を進める仕組みづくり

組織としての的確に業務を進めるための仕組みを構築することにより、職員の仕事処理能力を向上させ、不適切な事務処理の防止につなげる。

(主な取組)

(1) 組織運営の見直し等

①「係長」「課長代理」の設置

- ・業務の計画的な執行や職員間の声掛けなど、複数の職員が関わって仕事を進めることにより、仕事の抱え込みや未処理を防止し、組織全体のチェック機能の向上を図る。
- ・職員間での意見交換などコミュニケーションの活性化を図り、担当者の孤立感の解消を図る。
- ・業務プロセスの効率化や優先順位の見直し等を検討するとともに、業務の平準化を進めることにより、職員全体の意欲・能力、組織力の向上を図る。
- ・若手職員等に助言指導を行うこと等により、職員のマネジメント能力を高め、職責と役割を実感できる組織の実現を図る。

②「副課長」の設置

- ・マネジメント体制を強化するために、本庁において、課長のマネジメントを補佐する職として「副課長」を設置し、職員の仕事管理など課長の業務の一部を担うことにより、課運営の円滑化を図る。

③面談の「質」、マネジメント能力の向上に向けた研修の実施

- ・所属長の上司である次長級職員向けの研修を実施し、所属長が適切にマネジメントできるよう、指導力の向上を図る。
- ・面談の質を向上させるために、所属長向けの研修等を実施し、職場内のコミュニケーションの充実を図る。
- ・係長等向けの研修を実施し、マネジメントの基礎を学ぶことにより、組織で仕事を進める意識の向上を図る。

(2) 内部統制制度の運用（通年）

事務の適正な執行の確保に向けて、各所属において業務のリスクを共有し、リスク対応を着実に進めるための実効性のある内部統制制度を運用する。

2 コンプライアンス意識の向上

コンプライアンスを「自分事」と捉える仕組みを構築することにより、職員のコンプライアンス意識を向上させ、不適切な事務処理の防止につなげる。

(主な取組)

①知事と職員との意見交換（通年）

各所属が開催している各種会議に知事が参加し、スマート改革やコンプライアンスに関連した事項をテーマとして職員と意見交換を行う。

②コンプライアンスミーティング（年3回）

各所属において、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンスミーティングを実施する。ミーティングの実施にあたっては、所属単位で実施することを基本に、より職員間のコミュニケーションが図れるよう、班長（課長）と各担当が話し合いを実施したのち、所属長と班長（課長）が面談する、個別面談形式でのミーティングを年1回実施する。

③メールマガジンによるメッセージの発信

- ・令和元年度は、職員の意識向上を図るため、内容をコンプライアンスの推進に特化し、部局長自らが具体的事例を交えながら、繰り返しコンプライアンスの重要性をメッセージにして、メルマガの発信を行った。
- ・令和2年度は、策定した第三次行財政改革取組を念頭に、コンプライアンスの推進だけでなく、スマート改革の推進等についてもテーマとすることで、職員のさらなる意識向上や組織風土の定着を図る。
- ・知事、副知事をはじめ、部長級職員等からのトップメッセージを掲載し、月1回、行財政改革推進課からメルマガを配信する。

3 コンプライアンス推進会議（随時）

総務部コンプライアンス総括監を座長とし、本庁総務担当課長及び地域防災事務所長等で構成する「コンプライアンス推進会議」を引き続き設置し、取組内容の検討、各職場への取組徹底、取組状況の検証などを行う。